



福岡医発第 648 号
平成 25 年 5 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 25 年度八女市国民健康保険特定健康診査における
八女市独自追加検査実施に係る対応について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、八女市市民福祉部健康推進課より別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

これは、八女市国民健康保険における特定健康診査について、八女市内の実施医療機関においては、市独自の追加検査（貧血及び心電図検査）が実施されることとなったものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂きますとともに、実施医療機関及び電子化代行機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 八女市内の実施医療機関へは、八女市職員による訪問等により直接連絡がなされております。
- 2) 今回の八女市独自追加検査実施については、八女市内の医療機関においてのみであり、八女市外の医療機関においては追加検査の実施等はございませんのでご留意願います。
- 3) 本件に関するお問い合わせにつきましては、八女市市民福祉部健康推進課保険総務係（0943-23-1201）までご照会ください。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

25八健総第118号

平成25年5月21日

公益社団法人福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

八女市長 三田村 統 之
(市民福祉部健康推進課)



八女市国民健康保険特定健康診査における八女市
独自追加検査実施に係る対応について（依頼）

本市の健康増進事業につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、八女市国民健康保険特定健康診査における市独自追加検査について、本年度から別紙のとおり実施しますので、八女市内実施医療機関の実施する特定健康診査について福岡県国民健康保険団体連合会あて送付する請求電子データ作成に係る対応についてお取り計らいくださいますようお願いいたします。



(別紙)

八女市国民健康保険特定健康診査における八女市内
医療・健診機関での市独自追加検査の実施について

- 1 実施期間 平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日まで
- 2 実施場所 八女市内の国民健康保険特定健康診査受託医療機関及び八女市集団健診会場。
 ※八女市外の医療機関では実施しません。
- 3 対象者 八女市国民健康保険加入者
 ※後期高齢者や八女市外の方は対象外です。
- 4 八女市独自に追加して実施する検査項目
 ○貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）
 ○心電図検査（12 誘導心電図）
- 5 実施方法
 八女市内の医療機関又は集団健診会場で受ける方は、基本健診項目のほかに「貧血」と「心電図」検査を次の条件により追加で実施します。
 ○「貧血検査」 全員に自己負担金無料で実施（詳細項目で実施の場合は除く）
 ○「心電図検査」 医師が必要と判断した者で、本人が同意したもの。ただし、実施機関が心電図検査自己負担金として別途 500 円徴収。（詳細項目で実施の場合は除く）
 ※なお、国保連合会へ請求する際の窓口負担額は 0 円とする。
- 6 対象者への周知方法
 個別送付『特定健診受診券に同封の案内文』、全世帯配布『八女市住民健診ガイド本』、八女市ホームページ等に掲載予定。
- 7 八女市国保特定健診市独自追加健診実施分の委託料請求方法について
 八女市国保特定健診の市独自追加の「貧血検査」「心電図検査」実施分については、国保連合会へ送付する特定健診の電子データの中で、追加項目実施分として請求していただき、

委託料は一括して国保連合会から各医療機関へ直接支払われることとなります。これに伴い電子データ作成についての変更があります。別紙【契約内容の変更に伴う請求データ作成の変更点】をご参照ください。

委託料は、別紙「平成25年度八女市特定健康診査委託料（八女市内医療機関実施分）」のとおりです。

【問い合わせ】八女市役所 健康推進課 保健総務係 担当：酒見、橋本

TEL 0943-23-1201

【契約内容の変更に伴う請求データ作成の変更点】

契約内容が福岡県医師会集合契約(N:N)から郡市医師会(1:N)契約に変更になるため、請求の際のフォルダ名称とZIP名称を下記のとおり変更して下さい。

○八女市の国保の方が八女市内の健診機関で受診するときに1:Nに該当します

○後期高齢者や八女市以外のデータ作成については現行の請求方法と変更はありません

記

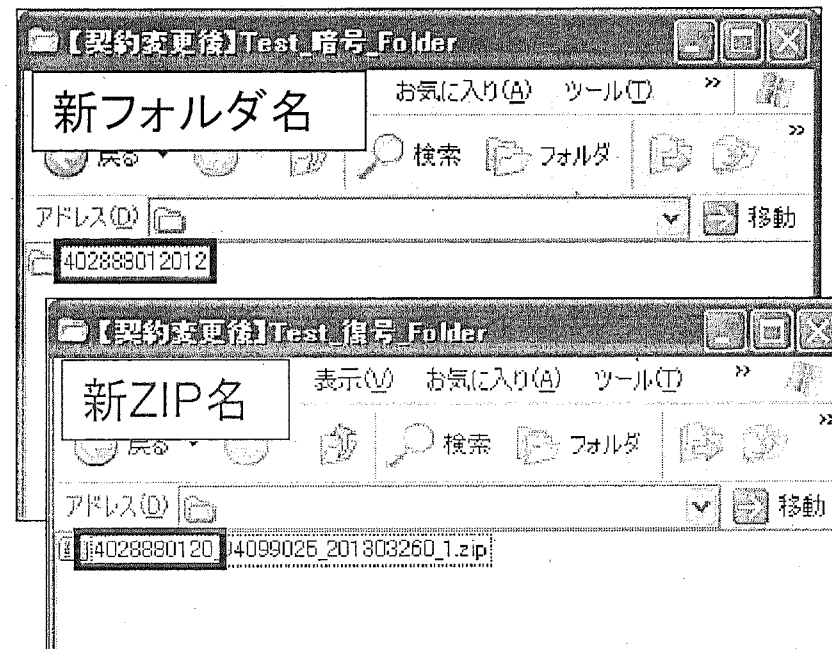
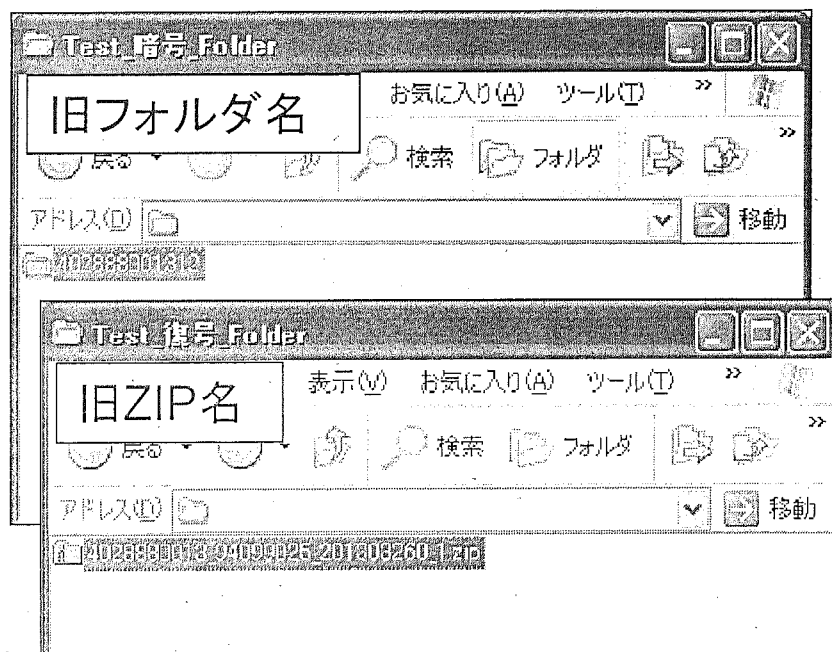
【暗号化ファイル格納フォルダ】

(旧)福岡県医師会N:N 契約 → (新)八女筑後医師会1:N契約

(旧)402888001312 → (新)402888012012

【XMLファイル格納ZIP】

(旧)4028880013_94099025_201305010_1.zip → (新)4028880120_94099025_201305010_1.zip
(日付) (枝番)



平成25年度八女市特定健康診査委託料(八女市内医療機関実施分)

健診単価内訳書【個別健診】

区 分			一人当たり委託料単価 (消費税含む)	備 考
特定健康診査	基本的な健診項目		7,780 円	健診実施後に一括 ※委託料単価 には、消費税・ 検査結果通知 費・情報提供 料・電子的デ ータ提出にか かる費用を含 む。
	詳細な健診の 項目 (医師の判断に よる追加項目)	貧血検査	220 円	
		心電図検査	1,365 円	
		眼底検査 (両眼)	1,176 円	
追加健診項目		尿酸	4 項目 220 円	
		クレアチン		
		尿潜血		
		HbA1c(NGSP 値)		
市独自に追加する 項目	貧血検査		220 円	実施機関が個人 負担金として別 途500円徴収(受 診券記載なし)。
	心電図検査		865 円	

※八女市内医療機関実施分のみについて八女筑後医師会と別途契約予定です。
※契約単価については、平成25年度特定健診県医師会との契約金額を基準とします。

※市独自に追加する項目である「心電図検査」を実施した場合の委託料は、実施機関が個人負担金として500円を徴収しますが(受診券に記載なし)、福岡県国民健康保険団体連合会へ請求する際は、窓口負担なし(0円)とし、一人当たり865円を請求してください。

【市独自に追加する項目の実施条件】

※八女市国保の被保険者であり特定健診を受診するものに限りです

貧血検査・・・医師の詳細非該当者に対し全員実施

心電図検査・・・医師の詳細非該当者に対し、医師が必要と判断した者で、
本人が同意した者に実施

ただし、実施機関が個人負担金を1人当たり500円徴収

【追加健診保険者負担上限額】

6項目 1,305円

特定健康診査受診券

2013年（平成25年） 6月 1日 交付

受診券整理番号			
氏名			
性別		生年月日	
有効期限	2013年（平成25年）11月30日		

健診内容		実施形態	実施項目	窓口の自己負担			保険者負担上限額
				負担額	同時実施負担額	負担率	
特定健診	基本項目	個別	○	500円	—	—	—
		集団	○	500円	—	—	—
	詳細項目	貧血	個別	△	0円	—	—
			集団	△	0円	—	—
		心電図	個別	△	0円	—	—
			集団	△	0円	—	—
		眼底	個別	△	0円	—	—
			集団	△	0円	—	—
特定健診以外の項目	生活機能評価	生活機能チェック	個別	—	—	—	—
			集団	—	—	—	—
		生活機能検査	個別	—	—	—	—
			集団	—	—	—	—
	追加健診	個別	△	0円	—	—	—
		集団	△	0円	—	—	—
	人間ドック	個別	—	—	—	—	—
		集団	—	—	—	—	—

注）△は、基本項目、生活機能チェックの結果及び、保険者の契約内容を確認し実施します

注）生活機能評価を同時実施した場合は、同時実施負担額欄の自己負担額をお支払いください

保険者等	所在地	八女市本町647							
	電話番号	0943-23-1201							
	番 号	0	0	4	0	0	1	1	9
	名 称	八女市							
公印省略									

契約とりまとめ機関名	医師会
支払代行機関番号 ※	94099025
支払代行機関名 ※	福岡県国民健康保険団体連合会

※ 実施機関の所在する国保連合会の番号、名称に読み替えてください

〒834-

八女市

様

〒 -
修正記入欄

特定健康診査受診上の注意事項

1. 上記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。
(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
2. 特定健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を窓口に提出してください。
どちらか一方だけでは受診できません。
3. 特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この券で受診する追加項目、その他(人間ドック)健診についても同様です。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返してください。
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。
9. 八女市独自追加検査項目は、八女市内の医療・健診機関又は集団健診会場でのみ受けることができます。八女市外の医療・健診機関では受けることはできません。

40歳～74歳の特定健診対象者のみなさまへ

40歳以上74歳以下の八女市国民健康保険に加入されている特定健診の対象者の方に、受診券を送付いたします。年に1回は必ず健診を受けましょう。

特定健診の日程等は、別紙の集団健診及び医療機関での受け方をご覧ください。くわしい内容は、6月1日号の市広報と一緒に住民健診のガイド本が各ご家庭に届きますので、ご確認ください。

なお、特定健診実施期間中に満75歳の誕生日を迎えられる方は次のことにご注意ください。

- ①有効期限は、75歳の誕生日の前日までです。期限前に受診されることをお勧めします。
- ②有効期限を過ぎた場合は、福岡県後期高齢者医療広域連合から後日送付される「後期高齢者健康診査のお知らせ」をご覧ください。
- ③がん検診については、75歳以上の方も受診できます。

※対象者については、平成25年3月31日現在、八女市国保加入者で八女市に住民票がある方に送付しております。住民票の異動等で行き違いがありましたらご了承ください。

八女市独自追加検査項目のお知らせ

八女市内の医療・健診機関又は集団健診会場で受ける方は、基本健診項目のほかに、「貧血」と「心電図」検査を次の条件により追加で実施します。

※ただし、八女市外の医療・健診機関では市独自追加検査はできません。

- 「貧血検査」 全員に無料で実施（詳細項目で実施の場合は除く）
- 「心電図検査」 医師が必要と認め、本人が同意した者。ただし、心電図検査自己負担として、別途500円かかります。（詳細項目で実施の場合は除く）

◎問い合わせ先
八女市役所 健康推進課 保健総務係
Tel 0943-23-1201